

議案第65号

みやき町養護老人ホーム指定管理者の指定について

みやき町養護老人ホームの指定管理者を次のように指定したいので、議会の議決を求める。

1. 施設の名称 みやき町養護老人ホーム 南花園
2. 指定管理者の名称及び所在地
 社会福祉法人 みやき町社会福祉協議会
 佐賀県三養基郡みやき町大字東尾6436番地3
3. 指定の期間
 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年12月 6日 提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、みやき町養護老人ホームの指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)及びみやき町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成23年条例第11号)第5条の規定により、議会の議決を求めるものである。

平成28年11月25日

みやき町長 末安 伸之 様

みやき町指定管理候補者選定委員会
委員長 千代島 秀幸 

みやき町養護老人ホーム南花園の指定管理候補者の
選定について (答申)

平成28年10月27日付み地包第468号で諮問された、社会福祉法人みやき町社会福祉協議会の指定管理者指定申請内容については、当委員会において慎重審議の結果、指定管理候補者として妥当な団体であると判断しました。

なお、今後のみやき町養護老人ホーム南花園が更なる健全で適正な運営を行われるべく、下記の付帯意見を添えて答申します。

記

- 1 南花園に設置されている意見箱については、月2回開箱とされているが、こまめに確認し、利用者からの苦情・要望等をいち早く把握し対応するよう努めていただきたい。
- 2 南花園において受け付けた苦情の解決結果は、苦情処理規程に基づき、事業報告書、広報誌等により年1回公表し、情報公開に努めていただきたい。

み地包第468号
平成28年10月27日

みやき町指定管理候補者選定委員会
委員長 千代島 秀幸 様

みやき町長 末安 伸之



みやき町養護老人ホーム南花園の指定管理候補者の選定について（諮問）

みやき町公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例第4条の規定により、みやき町養護老人ホーム南花園の指定管理候補者の選定について別紙のとおり諮問します。

様式第1号(第2条関係)

指定管理者指定申請書

平成28年9月5日

みやき町長 末安伸之様

申請者

所在地 みやき町大字東尾 6436 番地 3

団体名 社会福祉法人 みやき町社会福祉協議会

代表者 氏名 会長 末安伸之

契約担当理事 森田英徳

連絡先(電話) 0942-81-6161

みやき町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けたいので関係書類を添えて申請します。

施設の名称

養護老人ホーム 南花園

添付書類

- 1 事業計画書(様式第2号)及び収支予算書(様式第3号)
- 2 定款又は寄附行為の写し及び登記簿の謄本(法人以外の団体にあつては、会則等)
- 3 団体の経営状況等を説明する書類(前事業年度の貸借対照表等)
- 4 その他町長が必要と認める書類

様式第2号(第2条関係)

みやき町養護老人ホーム南花園に関する事業計画書				
		申請年月日 平成28年9月5日		
団体名	社会福祉法人 みやき町社会福祉協議会			
代表者名	会長 末安 伸之	設立年月日	平成17年3月1日	
団体所在地	佐賀県三養基郡みやき町大字東尾 6436 番地 3			
電話番号	0942-81-6161	FAX 番号	0942-81-6172	
E-mail				
現在管理運営している類似施設名	所在地	主な業務内容	管理運営開始年月	
該当なし			開始	
			終了	
			開始	
			終了	
			開始	
			終了	
事業計画				
<p>【管理運営を行なうに当たっての経営方針について】</p> <p>みやき町の高齢者や子どもたち、障がいのある人たちなど地域に暮らす人々が、地域を構成する一員として生活していくためには、町民みんなで話し合い、心を通わせ、共に助け合うことが大事である。特定の人々が特定の人を支える関係ではなく、支え合う双方向の関係を築きその関係性を深めていくことが重要と認識し事業の展開を図る。</p> <p>老人福祉法に規定される養護老人ホームとしての趣旨を理解し、公の施設であることを念頭におき、措置施設として公平な利用となるよう心がける。</p> <p>利用者一人ひとりの尊厳を保持し、明るく快適な生活を営むことができるよう、日常生活上の自立支援に必要なサービスを提供するとともに、入所されている利用者の生活力を高めるための支援を行う。</p> <p>健全な施設経営や無事故を目指し、適正な管理運営に努める。さらに、安定した施設経営を行うため、入所率の向上を目指し、各市町関係機関等と連携して、潜在する要措置者に働きかけていくとともに、見学受け入れなど積極的な情報公開を行う。</p> <p>地域で活動されているボランティアの積極的な受け入れを行うことで、地域住民との交流を図り、開かれた施設づくりに一層の進展を図る。</p>				

【安全・安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取り組みについて】

1 安全対策について

利用者の安全確保のためのマニュアルにより、十分な防災・安全対策を講ずるとともに、非常時における的確な対応ができるよう、関係機関との連携を強化する。

夜間及び土日祝祭日の施設保安管理を行うため、常時施設管理補助員を配置し、定期的に施設内外を巡回し、施錠確認、外部からの不法侵入者防止、施設利用者の無断外出防止に努め、利用者の安全の確保を図る。

口腔ケアに努め、嚥下機能及び咀嚼機能の維持向上を図り、誤嚥や誤嚥による肺炎の予防に取り組む。

転倒による事故ゼロを目指し、リハビリ等での機能訓練を行い、身体機能の維持向上に努める。

2 生活環境の改善について

利用者との意見交換の場として毎月入所者懇談会を開催し、苦情・要望等の早期発見など施設利用者の多様なニーズの把握を行うことにより、快適な生活環境の提供を目指す。

3 職員研修について

全職員を対象とした会議・研修等を行うことで、情報を共有する。また、職員ひとり一人が園の方針や目標を理解するとともに、福祉専門職としての意識向上を図る。

【施設の管理について】

1 職員の配置(指揮命令系統がわかる組織図を含む。)

